

一般業務委託の「最低制限価格設定率」の改定について

一般業務委託の入札に導入している最低制限価格制度において適用している最低制限価格の基準を見直し、以下のとおり改定を行います。

1 改定の内容

最低制限価格の設定率の範囲を次のとおり引き上げます。

【現 行】 設計額又は積算額の 73～78%



【改定後】 設計額又は積算額の 76～80%

設定率の下限を3%、上限を2%それぞれ引き上げます。

2 改定の適用時期

令和2年2月10日以降に公告を行う入札案件から適用します。

ただし、業務開始日が令和2年4月1日以降の業務に限ります。

3 その他

- ・最低制限価格の設定率は、入札公告に明記します。
- ・最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とします。